

# 学 則

作新学院大学女子短期大学部

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 本学は作新学院設立の精神に則り、高潔な人格と確乎とした識見を養い、時代の要請に応え、実際の職業に即応し、自ら学び、自らを律し、自主的に行動できる女性を育成することを目的とする。
- 2 第5条の規定により設置する幼児教育科の教育研究上の目的は、以下のとおりとする。
- (1) 保育者としてふさわしい資質を備え、常に時代の要請に自ら進んで対応できる能力を養う。
  - (2) 保育者に必要な保育の理論や実践的な技能を、自ら進んで学び高めようとする態度を養う。
  - (3) 保育者としてふさわしい豊かな個性や協調性を持ち、学問的な裏付けを持った実践を行うことができる能力を養う。

### (名称)

第2条 本学は、作新学院大学女子短期大学部と称する。

### (位置)

第3条 本学は、栃木県宇都宮市竹下町下東原908番地に置く。

### (自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行うものとする。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第5条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
幼 児 教 育 科	1 4 5 名	2 9 0 名

### (修業年限及び在学年限)

- 第6条 本学の修業年限は2年とする。ただし学生は4年を超えて在学することはできない。
- 2 本学則第32条第1項の定めに基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限とする。
- 3 第1項の定めに関わらず、長期履修学生は6年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (学期)

- 第8条 学年を次の2学期に分ける。
- 前期 4月1日から 9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項の定めにかかわらず、学長が必要と認めるときは、前期終了日及び後期始業日を変更することができる。

### (1年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 開学記念日 11月11日
  - (3) 春期休業日 3月16日から3月31日まで
  - (4) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
  - (5) 冬期休業日 12月20日から1月7日まで
- 2 前項に定めるもののほか、学長は臨時に授業を行わない日を定め又は時宜によって休業日を変更することができる。
- 3 第1項の定めにかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

#### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、18歳に達したもの

(入学志願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行い、学長が合格者を決定する。

- 2 前項の決定に当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(入学手続き)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学納付金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

#### (転入学・再入学)

第16条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の入学を許可するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。
- 3 本学を卒業した者又は願いにより退学した者が、再び入学を希望したときは第1項に準ずる。
- 4 第1項及び第3項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、教授会に意見を求めて、学長が決定する。

#### (転学)

第17条 学長の許可を得なければ他の学校に入学又は転学を出願することができない。

#### (退学)

第18条 退学しようとする者は、その理由を記し、保護者連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

#### (休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により、2ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

#### (休学期間)

第20条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、修業年限及び在学年数には算入しない。

#### (復学)

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

#### (除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会に意見を求めて、学長が除籍する。

- (1) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第17条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

### 第5章 教育課程、履修方法

#### (授業科目)

第23条 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

#### (単位の計算方法及び各授業科目の授業期間)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教職に関する科目の「保育・教職実践演習(幼)」については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 教育実習、保育実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。その他の実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 各授業科目の授業は、1.5週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

- 3 第1項第1号から第3号の授業を多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることができる。
- 4 第1項第1号、第2号及び前項の授業を外国において履修させることができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、本学則で定める授業時数の3分の2以上出席し、その試験に合格した者には、所定の単位をあたえる。

(試験の評価)

第26条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可とし、可以上を合格とする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより65単位以上を取得しなければならない。

(卒業の認定)

第28条 学長は、本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の卒業を認定するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(学位の授与)

第29条 学長は、前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位を授与するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(資格及び免許状)

第30条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	資格及び免許状の種類
幼 児 教 育 科	幼稚園教諭2種免許状・保育士資格

- 2 幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、別表第1に規定する卒業要件を充足し、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、本学則に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。
- 3 保育士資格を取得しようとする者は、別表第1に規定する卒業要件を充足し、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定で、厚生労働省告示第198号に基づき、本学則に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学（以下「短期大学等」という）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学等に留学する場合及び外国の短期大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合に準用する。

(短期大学等以外の教育施設等における学修)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみな

した単位数と合わせて30単位数を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第1項及び前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位数を超えないものとする。この場合において、第29条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位数を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第4条第1項に定める修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

## 第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(学生納付金)

第35条 本学の検定料、入学料、授業料等は別表第2のとおりとする。

2 学業優秀及び経済的に困窮すると認められるときは、授業料等を免除することができる。

3 前項の免除については別に定める。

4 修業年限を超えて在学する学生については別に定める。

(授業料等の納付)

第36条 授業料等毎年納入すべき学費は、学年の始めに納入するが、授業料については、前期(4月)及び後期(10月)の二期に分けて年額の2分の1ずつ納入する。

2 授業料は、前期分を納入するときに後期分を併せて納入することができる。

3 特別な事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(その他の費用)

第37条 実験、実習費等必要な費用は別に徴収する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中で退学した者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学者の在籍料及び授業料等)

第39条 休学者は、休学期間中に、別表第3に定める在籍料を納めなければならない。

2 前項の休学者に対しては、休学期間中の授業料等を免除する。ただし、学期の中途において復学した者は、その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

(授業料等滞納者の試験等の扱い)

第40条 授業料等を滞納している者は、試験等を受けることができない。

(納付した授業料等)

第41条 納入した検定料、入学金及び授業料等その他の納付金は原則として返付しない。

2 授業料を全額納入した者が、前期に退学及び卒業したときは後期分の授業料を返付することができる。

## 第8章 教職員組織及び教授会

### (教職員組織)

第42条 本学に学長、教授、准教授、助教、事務職員及びその他必要な職員を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、助教を置かないことができる。

2 本学に講師を置くことができる。

### (学長)

第43条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

### (科長)

第44条 科に科長を置き、科の運営に関し、総括及び連絡調整する。

2 科長は、教授のうちからこれを充てる。

### (教授会等)

第45条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

### (学生担任)

第46条 本学に学生担任を置く。

2 学生担任に関する事項は、別に定める。

## 第9章 科目等履修生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

第47条 学長は、本学で開講する学科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

### (外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の入学を許可するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

3 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第10章 賞 罰

### (表彰)

第49条 学長は、人物、学業ともに優秀で他の模範となる者に対しては、教授会に意見を求めて、表彰することができる。

### (懲戒)

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は教授会に意見を求めて、学長が懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 退学はつぎの各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのない者

(2) 学業を怠り成業の見込みのない者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

4 停学期間は、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が短期の場合は、修業年限に含めることがある。

5 懲戒について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 図書館、情報センター、地域協働広報センター及び厚生施設

(図書館)

第51条 図書、その他の文献及び研究資料を蒐集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

(学内共同研究機関及び施設)

第52条 本学に次の学内共同教育研究機関及び施設を置く。

- (1) 情報センター
- (2) 地域協働広報センター
- (3) 教職実践センター
- (4) 企画広報室
- (5) EM・IR室

(情報センター)

第53条 情報システム及び学内ネットワークを管理運用し、本学の教育・研究、その他業務の諸活動を支援するため情報センターを置く。

2 情報センターについて必要な事項は、別に定める。

(地域協働広報センター)

第54条 本学に地域貢献事業をより効果的に推進するため、地域協働広報センターを置き、その下に事業センターとしてボランティアセンターを置く。

2 前項の施設について必要な事項は、別に定める。

(厚生、補導施設)

第55条 本学に厚生、補導のための施設を置く。

2 前項の施設について必要な事項は、別に定める。

## 第12章 生涯学習プログラム

(生涯学習プログラム)

第56条 本学は、地域社会の文化・科学の発展、向上に寄与するため、リカレント教育及び公開講座による生涯学習の機会を提供する。

2 生涯学習について必要な事項は、別に定める。

## 第13章 研修の機会

(SD)

第57条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員を含むものとする。

3 SDについて、計画的・組織的に行うため、必要な事項は別に定める。

## 第14章 事務局

(事務局)

第58条 本学にその事務を遂行するため、事務局を置く。

2 事務局の組織については、別に定める。

附 則

本学則は、昭和42年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、昭和43年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、昭和44年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、昭和51年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、昭和58年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成2年4月1日からこれを施行する。

附 則

1 本学則は、平成3年4月1日からこれを施行する。

2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度	平成3年度		平成4年度~平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
学科・専攻						
文科国文専攻	100人	180人	100人	200人	80人	180人
文科英文専攻	60人	100人	60人	120人	40人	100人

附 則

この改正は、平成4年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成5年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成6年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日からこれを施行する。但し、第29条については、平成8年度以前の入学生は旧学則第27条を適用する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日からこれを施行する。

附 則

1 この改正は、平成12年4月1日からこれを施行する。

2 学則第19条第1項第1号に規定する科目について、平成12年3月31日に在籍する者は、

従前の学則を適用する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成14年4月1日からこれを施行する。
- 2 平成14年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成15年4月1日からこれを施行する。
- 2 第17条については、平成15年3月12日より適用する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第30条別表第2に規定する学生納付金について、平成17年3月31日に在籍する者は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年12月1日からこれを施行し、平成17年10月1日以降に卒業した者に適用する。
- 2 学則第20条第1項第1号に規定する科目については、平成18年4月1日から施行し、平成18年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日からこれを施行する。
- 2 平成20年3月31日から引き続き在籍する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年6月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第21条に規定する別表第1については、平成21年3月31日から引き続き在籍する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日からこれを施行する。
- 2 第21条第1項第1号に規定する科目及び第24条については、平成22年4月1日から施行し、平成22年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第21条に規定する科目については、平成23年4月1日から施行し、平成23年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第21条に規定する科目については、平成24年4月1日から施行し、平成24年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。
- 3 学則第32条第2項及び第3項については、平成25年度入学生から適用し、平成24年4月1日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第21条に規定する別表第1及び学則第32条に規定する別表第2については、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年10月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第37条については、平成28年3月31日から引き続き在籍する者にあつては、従前の学則を適用する。

附 則

1. この改正は、平成29年4月1日からこれを施行する。
2. 学則第23条別表第1に規定する授業科目及び学則第35条別表第2に規定する学生納付金については、平成29年4月1日から施行し、平成29年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日からこれを施行する。

**別表第1 授業科目、授業方法、履修年次及び単位数**

(1) 教養科目

区分 学科	授業科目	授業 方法	単位数		履修 年次	備考
			必修	選択		
幼児 教育 科	基礎教養Ⅰ	演習	1		1～2	幼稚園教諭2種免許 を取得するためには、「日本国憲法」 は必修である。
	基礎教養Ⅱ	演習	1		1～2	
	英語Ⅰ	演習	1		1～2	
	英語Ⅱ	演習	1		1～2	
	美術史	講義		2	1～2	
	デザイン論	講義		2	1～2	
	日本国憲法	講義		2	1～2	
	くらしと生物学	講義		2	1～2	
	環境教育	講義		2	1～2	
	キャリアデザイン	演習	1		2	
	ライフデザイン	講義	2		1～2	
	情報処理Ⅰ	演習	1		1～2	

	情報処理Ⅱ	演習	1		1～2	
	体育講義	講義	1		2	
	体育実技	実技	1		2	
	小計		11	10		11以上

(2) 専門科目

区分 学科	授業科目	授業方法	単位数		履修年次	卒業要件単位数	備考	
			必修	選択			幼2種 免課程	保育士 課程
幼児教育科	音楽Ⅰ	演習	1		1～2	必修・選択 合わせて5 単 位 4 以上	必修	必修
	音楽Ⅱ	演習	1		1～2		必修	必修
	図画工作Ⅰ	演習	1		1～2		必修	必修
	図画工作Ⅱ	演習	1		1～2		必修	必修
	体育Ⅰ	演習	1		1～2		必修	必修
	体育Ⅱ	演習	1		1～2		必修	必修
	生活	講義		2	1～2		必修	
	音楽Ⅲ	演習		1	1～2		必修	選択必修
	音楽Ⅳ	演習		1	2		必修	選択必修
	図画工作Ⅲ	演習		1	2		必修	選択必修
	図画工作Ⅳ	演習		1	2		必修	選択必修
	体育Ⅲ	演習		1	2			選択必修
	体育Ⅳ	演習		1	2			選択必修
	教育原理	講義	2		1～2		必修	必修
	発達心理学	講義	2		1		必修	必修
	教育心理学	演習	1		1～2		必修	必修
	幼児教育史	講義		2	2		必修	選択必修
	教育方法論	講義		2	1～2		必修	選択必修
	教育・保育課程論	講義		2	2		必修	必修
	健康（指導法）	演習	1		1～2		必修	必修
	環境（指導法）	演習	1		1～2		必修	必修
	言葉（指導法）	演習	1		1～2		必修	必修
	人間関係（指導法）	演習	1		1～2		必修	必修
	表現（指導法）	演習	1		1～2		必修	必修
保育内容総論	演習	1		1～2	必修	必修		
幼児音楽Ⅰ	演習		1	2	必修	選択必修		
幼児音楽Ⅱ	演習		1	2	必修	選択必修		



※保育士養成課程においては、告示別表第1による必修科目51単位の取得の他、選択必修科目として、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲのいずれか2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲのいずれか1単位以上、必修科目の体育Ⅰ及び体育Ⅱの各1単位、その他の選択必修科目4単位以上を併せて9単位以上、合計60単位以上取得しなければならない。

**別表第2** 入学検定料、入学料、授業料等（第35条関係）

学 費	金 額	納 入 す る 時 期
入 学 検 定 料	30,000円	入学願書提出のとき
入 学 料	300,000円	入学手続きのとき
授 業 料	600,000円	入学手続きのとき及び毎年（4月）及び後期（10月）の2期に分けて年額の2分の1ずつ納入
施 設 設 備 費	230,000円	入学手続きのとき 2年次以降は、学年の初めに納入
実 習 費	90,000円	入学手続きのとき 2年次以降は、学年の初めに納入
教 育 充 実 費	100,000円	入学手続きのとき 2年次以降は、学年の初めに納入
学外オリエンテーション費	20,000円	入学手続きのとき 2年次以降は、学年の初めに納入

**別表第3** 在籍料（第39条関係）

費 目	金 額	納 入 す る 時 期
在 籍 料	半期50,000円	休学するとき、学期初めに納入。

